

1. 交通バリアフリー基本構想作成の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 法の枠組み	2
2. 静岡駅周辺地区の概況	3
(1) 土地利用	3
(2) 人口	3
(3) 交通	3
(4) 主要施設の分布	3
3. 基本構想の目標	5
4. 基本的な方針	6
5. 重点整備地区の位置及び区域	7
6. 特定経路の指定	9
(1) 特定経路の選定方針	9
(2) 特定経路の指定	11
7. 実施すべき事業	14
(1) 特定経路の課題	14
(2) 実施すべき事業の方針	16
(3) 特定事業計画の内容	17
(4) J R 静岡駅の対応	18

資料編

- (1) 特定事業計画作成上の留意点
- (2) 関係者間の調整について
- (3) 当事者意見の把握について
- (4) 現地調査の結果

1. 交通バリアフリー基本構想作成の背景と目的

(1) 背景

我が国は、急速な高齢化により、2015年には4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えようとしている。また、障害者が障害を持たない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション※1」の考え方も広まりつつある。

このような社会状況を背景として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー※2法」が平成12年5月17日に公布され、同年11月15日から施行された。

交通バリアフリー法は、交通事業者に対し、駅やバスターミナルなどの旅客施設を新たに建設する場合、あるいは鉄道車両やバスなどを新しく導入する場合に基準への適合を義務付けている。

さらに、市町村が一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「基本構想」を作成できるとし、市町村主導による地域のバリアフリー施策を図ることとしている。

また、同法にもとづいて主務大臣が定めた「移動円滑化の促進に関する基本方針」では、平成22年までに旅客施設（1日の平均利用者数5,000人以上）、車両等、一般交通用施設、信号機等のバリアフリー化を実施することを目標としている。

静岡市においても、老年人口比率は増加を続け、平成13年における18%から平成22年には22%に達するものと予測される。高齢者や障害者などすべての人が障害の有無に関わらずごく普通に生活を営むことができるよう社会の中のあらゆる障壁を取り除いていくことが求められている。

(2) 目的

本基本構想は、JR静岡駅、新静岡駅・バスターミナルを中心とする「静岡駅周辺地区」を対象として、移動円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るため作成するものである。基本構想の作成にあたっては、関係事業者間で整合を図るとともに、当事者である高齢者、身体障害者等の意向を反映させるようつとめた。

解説）本基本構想では「高齢者、身体障害者等」として、知覚機能や運動機能といった身体機能の面で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいっている。具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、視覚障害者や聴覚障害者などの身体障害者のほか、「等」として、妊産婦、けが人等を含んでいる。

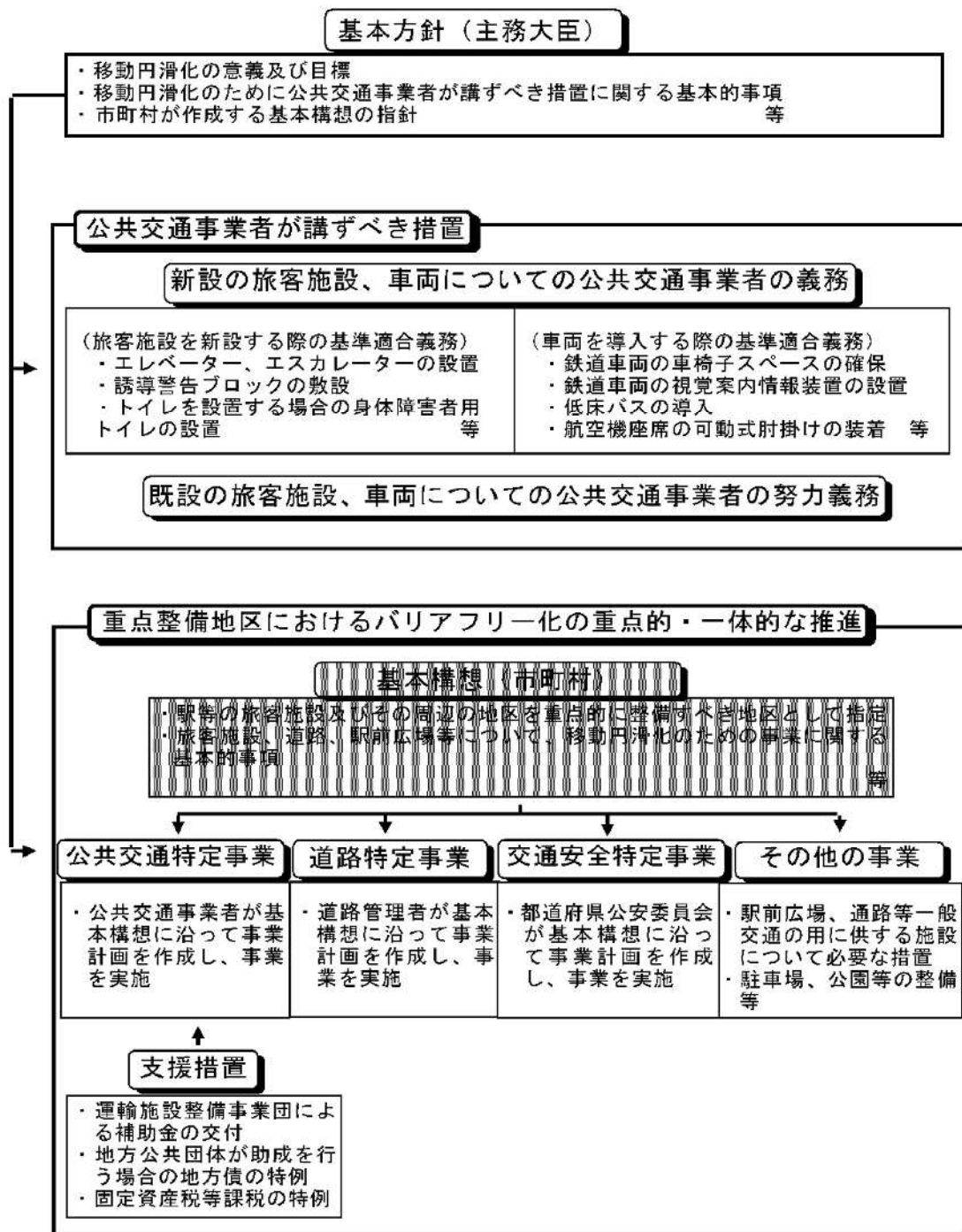
※1 ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、家庭・地域や職場・学校などで共に日常生活を送り、共に幸福な人生を目指して暮らす社会こそが、あたりまえの社会であるという考え方。

※2 バリアフリー

障害者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。

(3) 法の枠組み



（注）市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

ア．1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。

イ．当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の利用者数がア．の旅客施設と同程度と認められる施設。

ウ．その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設。

2. 静岡駅周辺地区の概況

(1) 土地利用

- ・市域は、全国第2位となる 1,146k m²の面積を有しているが、その 93%を山間地が占めているため、広大な自然環境に囲まれた 80k m²の平地に都市機能を効率よく集積した都市を形成している。
- ・静岡駅周辺地区は、JR 静岡駅から県庁や市役所にかけて商業・業務機能や歴史的資源が集積したコンパクトな都心を形成している。

(2) 人口

- ・静岡市の人口は、平成 13 年 10 月 1 日時点で 468,942 人であり、全国有数の大規模都市に数えられている。近年の人口伸び率は停滞傾向にある。
- ・老年人口比率は増加を続け、平成 13 年における 84,516 人の 18%から平成 22 年には 22%に達するものと予測される。中心市街地では、高齢者率が既に 30%を超えている。
- ・障害者数は、12,451 人で全人口の約 3%を占める。
- ・また、県都であり、周辺市町村からの通勤通学者、来訪者が多い。

障害者数（平成 12 年 3 月 31 日現在）

	視覚障害	聴覚、平衡機能障害	音声機能障害	肢体不自由	内部不自由	総数
18 歳未満	17	57	2	211	48	335
18 歳以上	976	738	160	6940	3302	12116
総数	993	795	162	7151	3350	12451

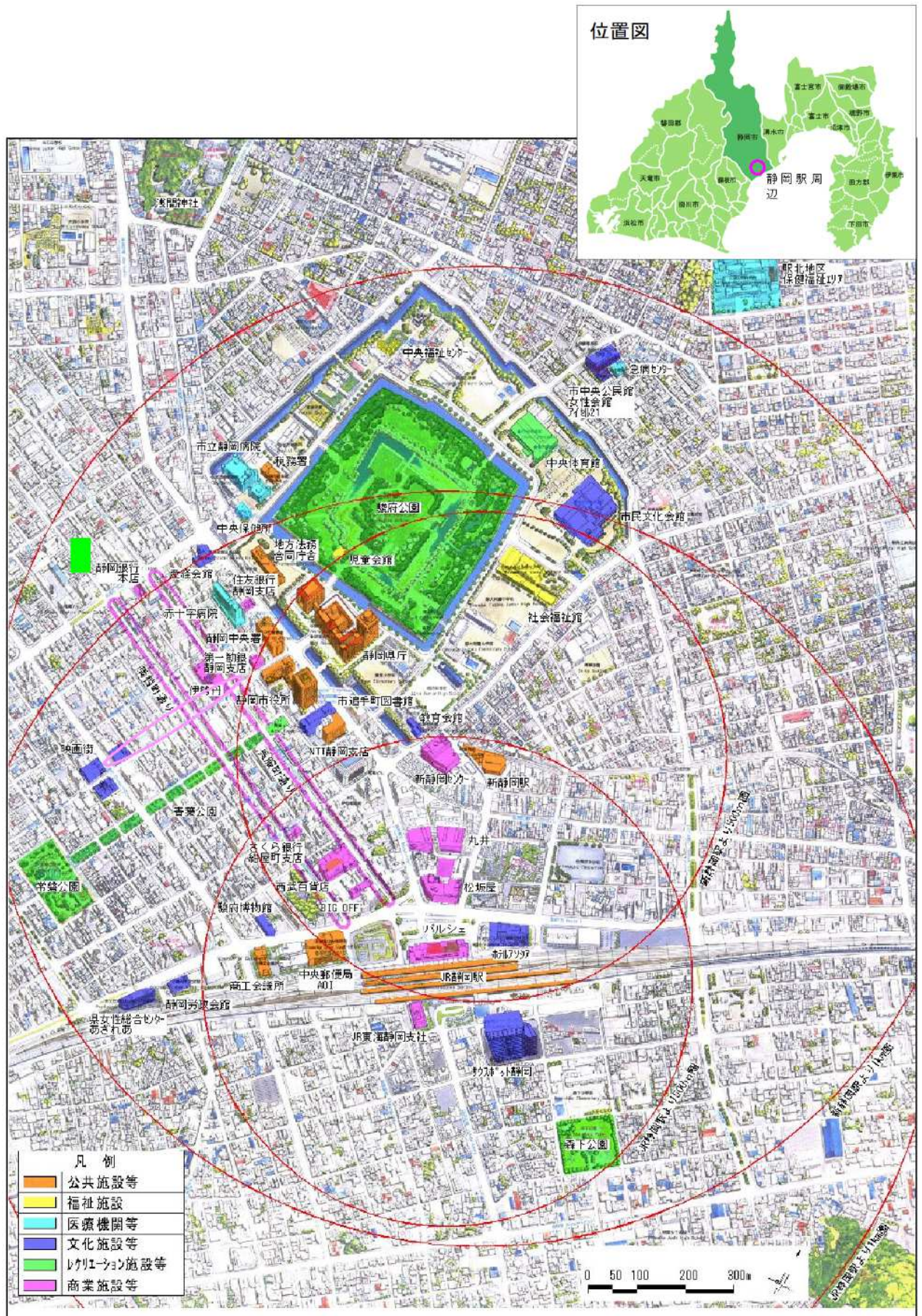
(3) 交通

- ・中心市街地においては、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、静岡鉄道の 3 路線が整備されている。
- ・バス路線の大部分は新静岡バスターミナル及び JR 静岡駅を発着または通過し、市内を放射状に運行している。
- ・中心市街地では、以下に示す 3 つの旅客施設が近接しており、1 日の利用者の数がそれぞれ 5,000 人以上となっている。

旅客施設名	日乗降客数（H12 年）
JR 東海道本線静岡駅	124,616 人／日
静岡鉄道新静岡駅	21,530 人／日
静岡鉄道新静岡バスターミナル	約 20,000 人／日

(4) 主要施設の分布状況

- ・公共施設や商業施設については、JR 静岡駅、新静岡駅・バスターミナルからそれぞれ 1km の範囲に多い。医療施設や福祉施設は、市内各地域に分散しているが、総合病院や福祉センター、福祉会館など各種の福祉施設が併設する状況が多くなっている。



3. 基本構想の目標

上位計画や関連計画と整合を図った上で、以下のとおり基本構想の目標を設定する。

■第8次静岡市総合計画

○めざすまちの姿

「感性育むまち 心通うまち 進化するまち
しずおか」

○人と環境にやさしい交通・情報体系の整備

- ・都市総合交通体系の構築
- ・人優先の交通環境の整備
- ・生活に身近な公共交通機関の利用推進
- ・都市活動を支える幹線道路の整備
- ・まちの発展を支える高度情報化の推進

■静岡市都市計画マスタープラン

○都市交通の基本方針

- ・総合交通体系の構築
- ・都市を支える交通体系の実現
- ・安全で人に優しい交通環境の整備
- ・生活に身近な公共交通機関の利用促進

「すべての人に楽しく安全な道筋づくり」

- ・**県都**として商業、業務、文化施設や歴史遺産が集積する**コンパクトな都心**を活かした都市を実現することが、地域の魅力を向上させまちの発展につながります。
- ・そのために、高齢者、障害者のみならず、市民及び来訪者までを含めたすべての人に楽しく安全な**人優先**の道筋（経路）づくりを目指します。

■静岡県福祉のまちづくり条例

○基本方針

- ・すべての県民が主体的、積極的に取り組む県民意識の高揚
- ・障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全で円滑に利用できる公共的施設等の整備の促進

■バリアフリー化に対する関連計画

- ・静岡駅周辺交通環境改善計画（策定中）
- ・静岡市障害者福祉計画（静岡市障害者プラン）
- ・静岡市オムニバスタウン計画
- ・中心市街地活性化基本計画

4. 基本的な方針

○すべての人が便利に使える道筋づくり

- ・ 基本的な移動円滑化の実施により、障害者、高齢者等が、自らの意思で自由に移動できる道筋づくりの推進を行う。
- ・ 都市計画マスタープランに位置付けられているシンボルロード、歩行者自転車ネットワークや都市機能の更新を図る必要がある J R 静岡駅周辺等、総合的な交通ネットワークやまちづくりの方針と整合した、わかりやすい道筋づくりの推進を行う。
- ・ 高齢者、障害者などに配慮した交通手段として身近な足であるバスや鉄道などの公共交通機関の役割が見直されており、特定旅客施設だけでなくバスのりば等の安全で円滑な利用にも配慮した便利な道筋づくりの推進を行う。

○賑わいや表情のある楽しい道筋づくり

- ・ ゆとりのある歩行空間の確保や休憩施設の整備等により、移動するだけではなく、多くの人が集まり、賑わうことのできる道筋づくりの推進を行う。
- ・ 公共施設や福祉施設を結ぶだけではなく、商店街、繁華街、観光ルート等、市民や来訪者の様々な目的に対応した、様々な表情を持つ経路の連携による、楽しい道筋づくりの推進を行う。

○関係事業者の協力による一体的・総合的な道筋づくり

- ・ 関係事業者間で整合を図りながら、相互に連携した連続性のある道筋づくりの推進を行う。
- ・ 歩道や施設の整備状況を踏まえながら、短期間に効率的な道筋づくりの推進を行う。
- ・ バリアフリーに関する情報の提供や高齢者・障害者に対する理解を深めるために、広報活動や啓発活動の推進を行う。

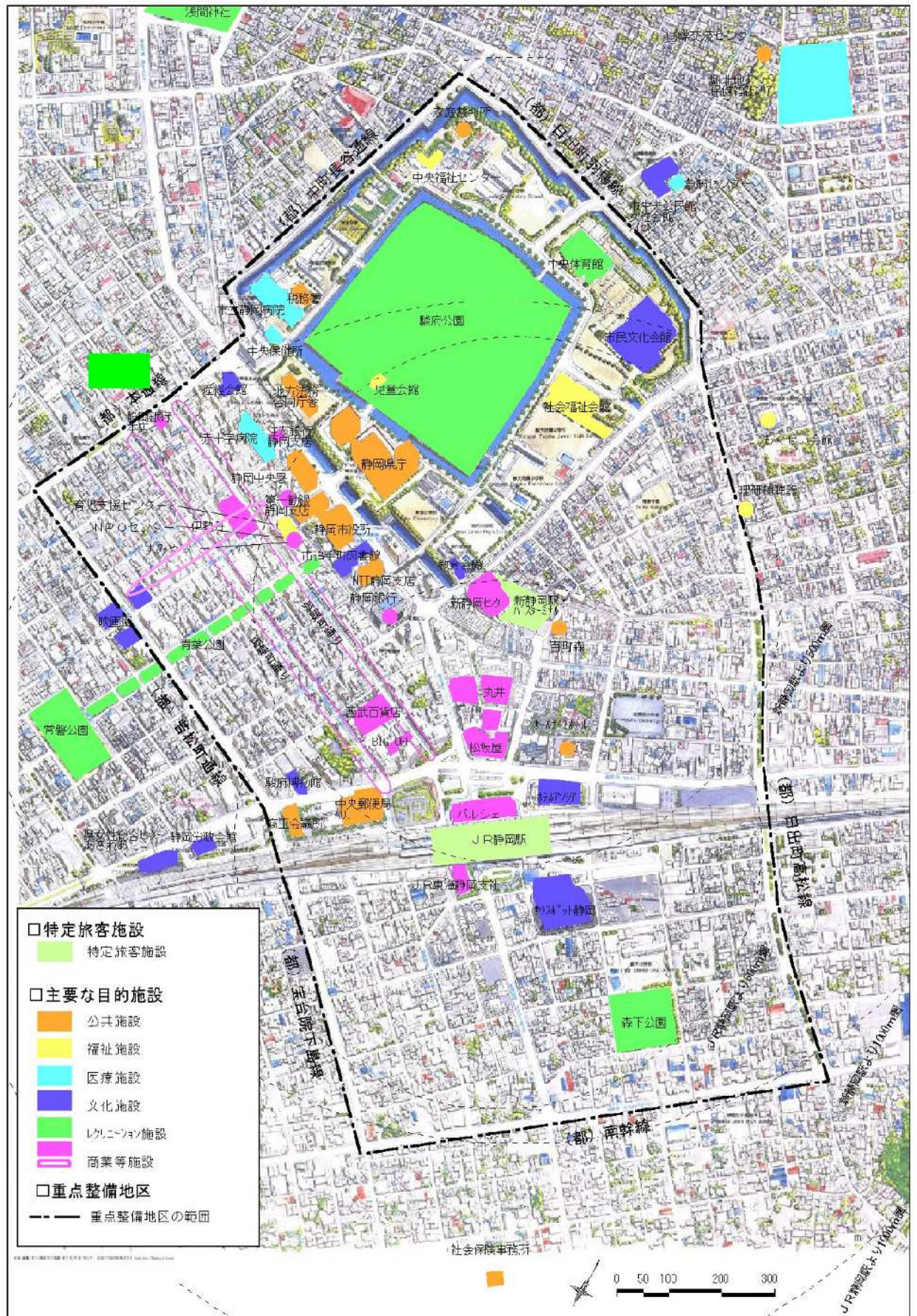
5. 重点整備地区の位置及び区域

- ・ 静岡駅周辺地区では、J R 静岡駅と静岡鉄道新静岡駅/新静岡バスターミナルは、お互い 500m 以内と近接しており、徒歩圏内に高齢者、身障者等が利用する共通の目的施設を有するため、一体のものとして基本構想を作成する。
- ・ 静岡駅周辺地区は、官公署/都市公園/商店街/医療機関/福祉施設等県都としての都市機能が集中する地区である。また、J R 静岡駅北口は駅前広場の拡幅計画があり、南口駅前も再開発事業の進展により、将来利用者の増加が予想され、一体的に整備されることにより駅利用者のバリアフリー化が効果的に推進できる地区である。
- ・ 以上から、重点整備地区は、J R 静岡駅及び静岡鉄道新静岡駅・バスターミナルのそれぞれから 500m～1km の範囲で、主要な目的施設※¹が含まれる範囲（約 200ha）を指定する。一部の目的施設及び経路は重点整備地区から外れるが、これらについてもバリアフリー基本構想の対象とする。
- ・ なお、境界はいずれも都市計画道路に囲まれている。
 東側；（都）日出町高松線（都）日出町羽鳥線 西側；（都）宝台院下島線（都）若松町通線
 南側；（都）南幹線 北側；（都）中町長谷通線（都）本通線

※1 主要な目的施設

本基本構想では、特定旅客施設からの徒歩圏内にあって相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設を「主要な目的施設」とする。

主要な目的施設は、過去に静岡市内の高齢者、障害者に対して行われたアンケートの結果等より抽出している。



重点整備地区の範囲

6. 特定経路の指定

(1) 特定経路の選定方針

重点整備地区内のすべての経路についてバリアフリー化を実施することが望ましいが、必要な費用、期間の面で困難である。ここでは、以下に示す方針にもとづき重要な経路を選定し、さらにそれらを優先度から3つの整備レベルに分類して示す。

○総合的な交通ネットワークやまちづくりの方針と整合を図るため、都市計画マスタープランの整備方針に沿った経路を選ぶ

- ・[着目する経路] 都市計画マスタープランに位置付けられているシンボルロード、歩行者自転車ネットワーク及び都市機能の更新を図るJR静岡駅周辺

○「人にやさしい交通環境」を高齢者、身障者等だけではなく、より多くの人に提供するために、交通量の多い経路を選ぶ

- ・[着目する経路] 高齢者・身障者等の利用が多い経路、歩行者交通量の多い経路

○高齢者、身障者等の多様な目的に対応できる経路を選ぶ

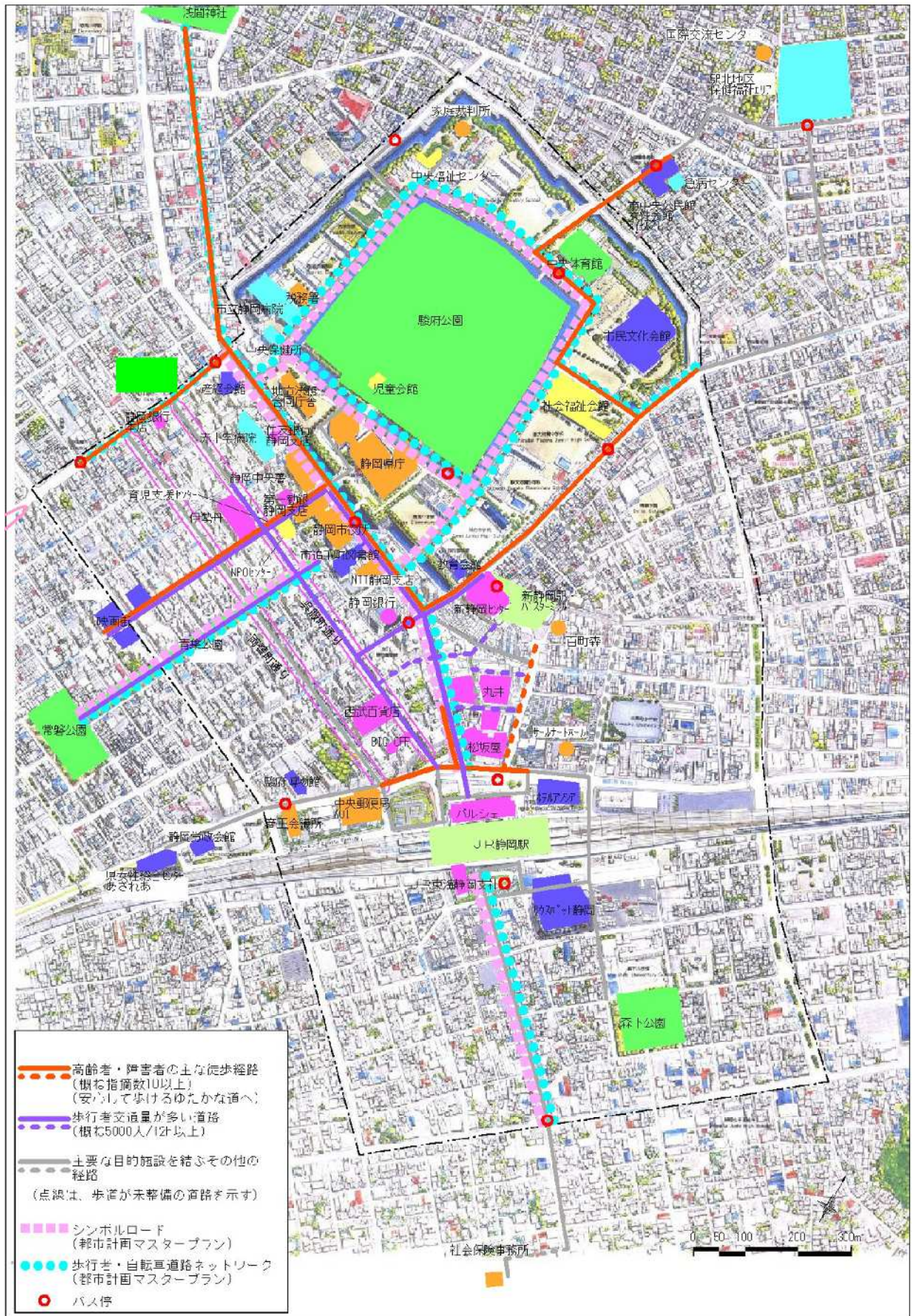
- ・[着目する経路] 目的施設の多い経路、商店街、繁華街

○公共交通機関との連携を図るため、目的施設とバスのりばを結ぶ経路を選ぶ

- ・[着目する経路] 目的施設とそれに近接するバスのりばを結ぶ経路

○事業を早急に実施するために、歩道の整備されている経路を選ぶ

- ・[着目する経路] 歩道の整備されている道路



特定経路の選定方針

(2) 特定経路の指定

① 特定経路

以下の条件に該当する経路で、歩道が整備されているものを、平成 22 年までに整備する特定経路とする。

- ・都市計画マスタープランにおけるシンボルロード、歩行者自転車ネットワーク及び静岡駅周辺
- ・高齢者・身障者の利用が多い経路、歩行者交通量の多い経路

番号	名 称	範 囲
A-1	主要地方道井川湖御幸線	御幸町～中町
A-2	県道藤枝静岡線	本通（１）～中町
A-3	主要地方道静岡清水線	御幸町～鷹匠(2)
A-4	泉町豊原町線	南町
A-5	静岡下島線	南町～稲川(1)
A-6	馬場町宮ヶ崎町２号線	馬場町～宮ヶ崎町
A-7	中町長谷通線	西草深町
A-8	駿府町北安東線	駿府町～東草深町
A-9	城内①号線	追手町、駿府町、城内町
A-10	城内③号線	追手町
A-11	城内④号線	追手町
A-12	城内⑤号線	城内町
A-13	青葉通線	呉服町(2)～常磐町(2)
A-14	御幸町常磐町三丁目線	御幸町～呉服町(2)
A-15	城内住宅①号線	城内町
A-16	駿府町鷹匠町線	駿府町
A-17	馬淵一丁目黒金町線	黒金町
A-18	黒金町石田線	黒金町
A-19	中央幹線（国道１号）	栄町～西門町
A-20	七間町通線	追手町～七間町
A-21	呉服町通線	紺屋町～呉服町(1)
A-22	両替町通線	紺屋町～本通（１）

②特定経路に準じる経路

以下の条件に該当する経路で、歩道が整備されていないものについて、平成 22 年までにモール化※等により移動円滑化を図る特定経路に準じる経路とする。

- ・都市計画マスタープランにおけるシンボルロード、歩行者自転車ネットワーク及び静岡駅周辺
- ・高齢者・身障者の利用が多い経路、歩行者交通量の多い経路

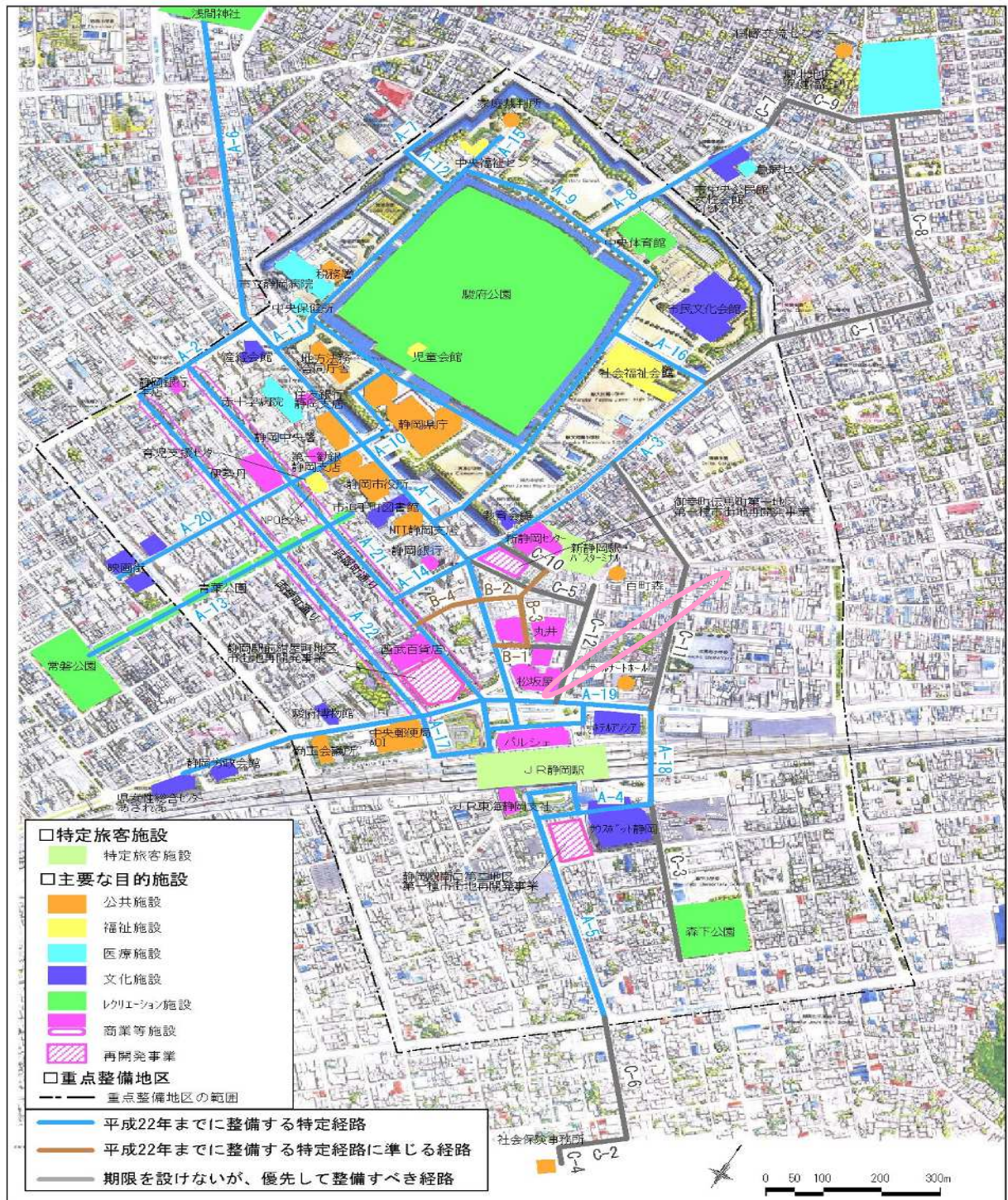
※注：モール化 都心部や商業地などでの歩行者空間を充実させた街路をいう。

番号	名 称	範 囲
B-1	御幸町伝馬町線	御幸町
B-2	御幸町伝馬町②号線	御幸町～伝馬町
B-3	伝馬町線	伝馬町
B-4	昭和町鷹匠町一丁目線	御幸町～紺屋町

③優先して整備すべき経路

主要な目的地を結ぶ経路で、①、②に該当しないものは、特に期限を設けないが、優先して整備すべき経路とする。

番号	名 称	範 囲
C-1	主要地方道静岡清水線	水落町～横内町
C-2	中原八幡四丁目 1 号線	中田(1)(2)
C-3	南町大坪町線	南町～稲川(2)
C-4	南町一丁目下島線	中田(2)
C-5	御幸町柚木旧東海道線	御幸町～伝馬町
C-6	静岡下島線	中田(1)
C-7	駿府町北安東線	安東(1)
C-8	城東町横内町線	横内町～城東町
C-9	安東本町城東町線	安東(1)～城東町
C-10	追手町音羽町線	御幸町～伝馬町
C-11	鷹匠一丁目栄町線	鷹匠(1)～栄町
C-12	御幸町鷹匠町 2 号線	御幸町～伝馬町



特定経路

7. 実施すべき事業

(1) 特定経路の課題

既往アンケート調査及び現地調査より現況の課題を整理する。

1) 歩道の課題

①歩道幅員

- ・道路幅員が狭く歩道が無い、または十分な幅員が確保できていない歩道が部分的にある。
- ・地下道階段、電柱、標識、植栽等により実質歩行者が通行可能な幅員を狭くしているところがある。
- ・歩道上に自転車の駐輪が多く通行を阻害している。

②歩道横断勾配

- ・横断勾配が急勾配な歩道が多い。

③視覚障害者誘導用ブロック

- ・視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所が多い。
- ・敷設位置や敷設方法が不適切なものが見られる。
- ・車いす利用者の通行を阻害するという意見もある。

④照明施設

- ・照明が連続していない歩道や整備されていない歩道が部分的にある。
- ・車道照明のみの道路がある。

⑤休憩施設

- ・一部の歩道で整備されているが、ほとんどの歩道で整備されていない。

⑥横断歩道前の歩道水平区間

- ・水平区間をとらず急な勾配で擦りつけている箇所が多い。

⑦横断歩道部の歩道と車道の段差

- ・ほとんどの箇所で 2～5cm の段差があり基準の 2cm を上回っている。
(但し特殊縁石で擦り付けている。)

⑧信号機の音響

- ・およそ半数の信号機が、まだ音響対応されていない。

⑨案内施設が少ない

- ・案内板は、J R 静岡駅周辺に偏り、点字や音声のものはほとんど無い。

⑩歩行者と自転車の混在

- ・歩行者と自転車が混在しており交通量が多い場所では危険性がある。

⑪乗合自動車停留所

- ・駅前広場、バスターミナルを除き、屋根が整備されている箇所が少ない。

2) 立体横断施設の課題

①静岡駅前地下道

- ・迷いやすく段差もある等利便性の悪さが指摘されている。
- ・出入口には階段しかなく、民間ビルのエレベーターを利用できるが利用時間が制限されている。
- ・一部の区間は暗く安全性、快適性の面で課題がある。

②江川町地下道

- ・出入口には階段しかないため高齢者や障害者の移動の障害となっている。

3) 鉄道駅、バスターミナルの課題

①JR 静岡駅

- ・在来線改札から中 2 階へのエレベーター利用は、駅員の案内による専用ルートの利用となる。
- ・新幹線ホーム（3 階）から南北自由通路（1 階）までのバリアフリー経路は、専用ルートの利用となる。

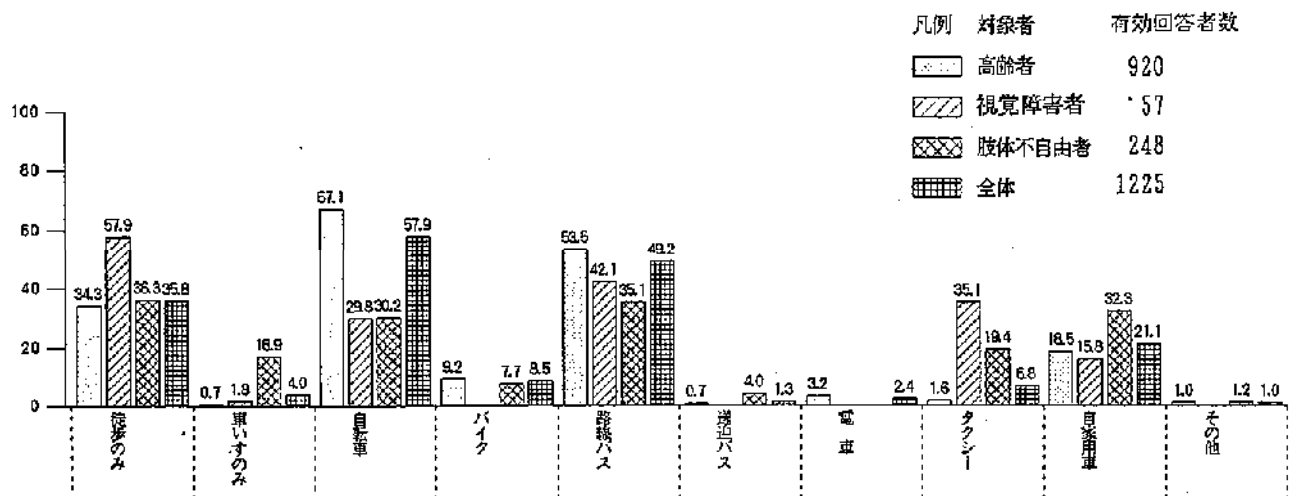
②静岡鉄道新静岡駅及びバスターミナル

- ・バスターミナルからの移動円滑化経路に勾配が急な箇所、有効幅員が不足している箇所がある。

4) 利用者実態からの課題

- ・アンケート調査によると静岡市内在住の高齢者・身体障害者の静岡市中心部への主な交通手段は「自転車」、「路線バス」「徒歩」が多く、鉄道駅の利用は少ない。

(アンケート調査：安心して歩けるゆたかな道へ 1996.4 静岡県)



静岡市中心部施設への主な交通手段

(アンケート調査：安心して歩けるゆたかな道へ 1996.4 静岡県)

(2) 実施すべき事業の方針

○特定経路の移動円滑化

- ・特定経路の勾配緩和、段差解消、照明設置等の移動円滑化の事業計画を作成し事業を実施する。

○信号機の音響化

- ・特定経路上の信号機の音響化、高度化の事業計画を作成し事業を実施する。

○自転車対策

- ・歩道のバリアフリー化に関して、駐輪による通行障害や歩行者と自転車の共存による危険性など自転車の問題が大きいため、対策を実施する。

○駐車場、公園の移動円滑化

- ・特定経路にある公共駐車場、目的施設となっている公園について事業計画を作成し事業を実施する。

○駅前広場の移動円滑化

- ・拡張整備が予定されている北口駅前広場の移動円滑化について、事業計画を作成し事業を実施する。

○旅客施設の移動円滑化

- ・旅客施設のホームから公共用通路までの移動円滑化の事業計画を作成し事業を実施する。

○整備仕様の統一化の検討

- ・特に整備仕様等の統一化が必要な以下のものについては検討を行い仕様等を定める。
- ・案内誘導の統一化、電子情報化（歩行者 ITS 等）
- ・視覚障害者と車いす利用者が共存できる歩道の整備方法

（３）特定事業計画の内容

今後、本基本構想にもとづき公共交通事業者、道路特定事業者、交通安全事業者等が実施すべき特定事業計画の内容を以下に示す。

なお、具体的実施方法や実施箇所、実施期間は各事業者が策定する特定事業計画の中で定める。

[公共交通特定事業]

静岡鉄道新静岡バスターミナル

- ・ 鉄道とバス又はバス相互間の乗り継ぎ経路のバリアフリー化
- ・ 特定経路へ接続する通路における有効幅員の確保、勾配及び縁石段差の改善
- ・ 身体障害者対応型便所の設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ バリアフリー化のための主要な設備の配置等の案内

静岡鉄道新静岡駅

- ・ 地下１階改札口から地上部の特定経路へ接続する通路の移動円滑化
- ・ 上記通路における視覚障害者誘導ブロックの設置

[道路特定事業]

各路線共通

- ・ 道路付属物、道路占用物の移設、集約等による有効幅員の確保
- ・ 既設歩道等の路面の段差や凹凸及び勾配等の改善
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び縁石等による歩道と車道の分離
- ・ 歩行者のための案内標識や照明・休憩施設の設置
- ・ バス停部でのバス乗降を考慮した歩道高の確保、ベンチ及び上屋の設置

国土交通省

- ・ 静岡駅前地下道におけるエレベーター・スロープの設置及びサインの見直し
- ・ J R 静岡駅前への休憩施設整備

静岡県

- ・ 江川町地下道の一部におけるエレベーターの設置

静岡市

- ・ 静岡駅前地下道におけるエレベーター、歩行者のたまりとなる広場空間の整備

[交通安全特定事業]

- ・ 特定経路上の信号機について、音響信号機の設置や信号機の高度化を実施
- ・ 違法駐輪行為の防止のための取り締まり、広報の強化

[その他の事業]

国土交通省・静岡市

- ・ 静岡駅前地下駐車場から J R 静岡駅・特定経路までの間のバリアフリー整備

静岡市

- ・ J R 静岡駅北口駅前広場の整備に合わせた広場のバリアフリー化
- ・ 常磐公園、駿府公園、青葉緑地内施設から特定経路までの間のバリアフリー化整備
- ・ 駐輪による通行阻害等に対する対策を検討し実施
- ・ 交差点、駅前広場等における歩行者用案内・誘導の統一化検討

(4) JR 静岡駅の対応

交通バリアフリー法の施行に対応して下記事業を実施する。

- ・新幹線ホーム（3階）から南北自由通路（1階）までのエレベーター・エスカレーターの設置〔平成13～14年度〕
- ・案内サインの改修〔平成14年度〕

資料編

(1) 特定事業計画作成上の留意点

今後、本基本構想にもとづき公共交通事業者、道路特定事業者、交通安全事業者等が特定事業計画を作成する上での留意点を以下に示す。

■事業の概要

	事業箇所 ・事業主体	整備項目	留意点
公共交通 機関関係	JR 静岡駅	移動円滑化された経路	①在来線ホーム（3階）～中2階～南北自由通路（1階） ・中2階～南北自由通路（1階）は専用ルートのため駅員の案内にて対応している ・南北自由通路の床を一部滑りにくいものに変更（H13整備済） ②新幹線ホーム（3階）～中2階～南北自由通路（1階） ・エレベーター（2F～下りホーム）（H13年度工事） ・エスカレーター（2F～下りホーム）（H13年度工事） ・エレベーター（2F～上りホーム）（H14年度工事） ・エスカレーター（2F～上りホーム）（H14年度工事） ・エレベーター（1F～2F）（H14年度工事） ・エスカレーター（1F～2F）（H13年度工事） ・南北自由通路の床を一部滑りにくいものに変更（H13整備済）
		案内	・バリアフリー経路の案内
	静岡鉄道新 静岡バスターミナル	移動円滑化された経路	・バス中ホームは廃止の方向で検討（既存の3箇所の乗り場は東ホーム及び西ホームへ振り分ける） ①西ホーム～北街道 ・ホームのベンチ、バスロケーションシステムの配置を見直し、所要幅員を確保 ・縁石段差の改善 ②西ホーム～けやき通り ・縁石段差の改善 ・道路接合部の勾配の改善 ③東ホーム～北街道 ・ホームのベンチ、バスロケーションシステムの配置を見直し、所要幅員を確保 ・縁石段差の改善 ・道路接合部の勾配の改善 ・市道部分の歩道の確保 ④東ホーム～けやき通り ・③から②へ
		車椅子対応型便所の設置	・車椅子対応型便所の設置の検討
		その他	・点字ブロック等の設置の検討
	静岡鉄道新 静岡駅	移動円滑化された経路	⑤駅ホーム～北街道 ・駅ホームより既設車椅子対応エスカレーターで改札口→新静岡センター地下1階エレベーターにて地上階→各バスホーム及び公共用通路 ・新静岡センターエレベーターの利用時間について検討 ⑥駅ホーム～けやき通り ・⑤から②へ
		その他	・点字ブロック等の設置の検討

	事業箇所 ・事業主体	整備項目	留意点
道路 関係	国道 県道 市道	有効幅員	・道路付属物、道路占用物の移設、集約を行う。ただし地下道階段等、やむを得ない場合を除く。
		舗装（歩道）	・透水性舗装については、他の理由により改良を行う際に実施する。 ・滑りやすい仕上げや、凹凸があり水はけが悪い箇所について、改善する。
		勾配	・5%を超える勾配（縦断・横断）について改善する。 ・横断勾配については、他の理由により改良を行う際に透水性舗装と合わせて1%以下とする。
		歩道と車道の分離	・車の交通量が多い道路については、縁石の高さを15cmとする。 ・必要ある場合、歩車道間に植樹帯又は並木、柵を設ける。
		歩道の高さ	・車道に対する歩道の高さを5cmを標準として、他の理由により改良を行う際に実施する。
		横断歩道に接続する歩道の高さ	・縁端の詳細構造については、今後公表される「道路移動円滑化整備ガイドライン」に沿って検討する。
		車両乗り入れ部分	・有効幅員は2m以上を確保する。
		案内標識	・交差点、駅前広場等に官公庁施設、福祉施設等、エレベーター等の案内標識を設ける。 ・案内・誘導の統一化を図る。
		視覚障害者誘導用ブロック	・歩道等、立体横断施設、バス停留所に設置する。
		休憩施設	・ベンチ及び上屋を設ける。 ・交通の状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して間隔を定める。
		照明	・歩道等については、JIS基準等を参考に必要照度を設定し、それを満足してない箇所については照明を設置する。 ・利用者の多い拠点的なバス停留所には照明を設置する。
		乗合自動車停留所の高さ	・15cmを標準とする。
		乗合自動車停留所のベンチ及び上屋	・ベンチ及び上屋を設ける。 ・代替施設が存する場合、地形や歩道幅員から設置が困難な場合を除く。
	国道	休憩施設	・JR静岡駅前への休憩施設整備（屋根、多機能トイレ）

	事業箇所 ・事業主体	整備項目	留意点
立 体 横 断 施 設	静岡駅前地下道	エレベーター	・エレベーターの設置6箇所 ・駅前広場3箇所、ブケ東海前1ヶ所、三菱銀行前1ヶ所、松坂屋前1ヶ所
		スロープ	・スロープの設置2ヶ所 ・金券ショップ前、松坂屋西側出入口
		地下広場（新設）	・歩行者のたまりとなる広場空間の整備
		サイン	・地下道内のサインの見直し
	江川町地下道	エレベーター	・エレベーターの設置 ・再開発組合が江川町地下道に接続し、設置するエレベーターに対応
そ の 他	公安委員会	音響信号機等	・特定経路上の信号機について音響信号機の設置や信号機の高度化を実施
		自転車対策	・違法駐輪行為の防止のための取り締まり、広報の強化
	静岡市	駅前広場	・バスのりばを駅前広場内に集約し、広場から直接乗降できるようにする ・障害者用停車場、福祉タクシー乗降場の整備
		公園	・常磐公園、駿府公園、青葉緑地におけるトイレ、休憩施設の改善及び特定経路からの案内・誘導
		自転車対策	・駐輪による通行阻害等に対する対策を検討し実施

■関係者間の整合を図りながら検討する事項

検討箇所	検討項目	留意点
国道・県道・市道	案内・誘導	・案内標識の統一化、電子情報化について検討
国道・県道・市道	視覚障害者への音声案内	・関係者間で調整し、仕様を検討し統一する
国道・県道・市道	歩道整備仕様	・視覚障害者と車椅子利用者が共存できる歩道の整備方法を検討

(2) 関係事業者間の調整について

本基本構想の作成にあたっては「静岡市交通政策協議会」にはかり、関係事業者間の整合を図った。

■静岡市交通政策協議会要綱

(設置)

第1条 静岡市は、本市の交通政策を総合的かつ円滑に推進するため、静岡市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 交通政策の基本的事項に関すること。
- (2) 交通政策の推進に関すること。
- (3) 交通計画案の策定に関すること。
- (4) その他協議会において必要と認めたこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人をもって構成する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長の一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会の会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要の都度招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

第7条 協議会の運営を円滑かつ効率的に行うため、協議会に検討会を置く。

2 検討会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(報告)

第8条 協議会は、第2条に規定する事項について決定、策定等を行った時は、速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、静岡市都市整備部交通政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、その都度会長が協議会の会議に諮って、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年9月14日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、第8条の規定により、第2条に規定する事項を完了したときに、その効力を失う。

(委員の任期の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

■委員名簿

学 識 経 験 者	静岡大学教授	塩 川 亮（会長）
	埼玉大学助教授	久保田 尚（副会長）
	東海大学短期大学部助教授	東 恵 子
関 係 団 体	静岡商工会議所 専務理事	遠 藤 一 紀
	静岡市連合町内会長	市 川 源 一
	特定非営利活動法人障害者福祉センター 理事	青 野 全 宏
	静岡鉄道(株) 常務取締役	酒 井 公 夫
行 政 機 関	静岡国道工事事務所長	池 田 豊 人
	静岡陸運支局長	伊 藤 進 一
	静岡中央警察署長	渡 辺 芳 郎
	静岡南警察署長	富 田 勝 司
	静岡土木事務所長	棚 田 博 人
	静岡市助役	足 立 徹
公 募 委 員	田 中 省 三	
	古 川 美智子	
	守 本 尚 子	
	山 本 耕 三	
	山 本 佳 昭	
構 成 員 数	18人	

(3) 当事者意見の把握について

本構想においては、既往資料の整理と新たに身体障害者団体、子育てサークル、老人クラブへのアンケート調査を実施することにより、当事者の意見の把握を行っている。

1) 既往資料の整理

これまでに行われた調査等より高齢者、障害者が利用する主要な施設及び主要な経路を把握した。

これまでに行われたバリアフリー関連の市民参加、アンケート調査等

調査名称	主催	実施年月	調査内容	報告書
静岡市中心部におけるアンケート調査	静岡県	1994.8	利用施設、回数、目的 利用経路と交通手段 対象地区内の問題箇所 等	安心して歩ける豊かな道へ 1996.4 静岡県
静岡県全体におけるアンケート調査	静岡県 障害福祉課	1994 夏～秋	外出の目的 外出の際に困っているところ 歩道、歩道のない道路、交差点、横断歩道、地下道、横断歩道橋、バス、タクシー、案内等の問題点、要望	同上
障害者別行動特性実態調査	静岡県	1994.12	歩道幅員、こう配、歩道切り下げ部段差、待ちスペース、路面、歩道のない道路、視覚障害者誘導用ブロック、路上障害物、横断歩道、スロープ、段差・階段等の状況	同上
静岡駅北口地下利用勉強会	静岡市	1999～2000	地下整備形態アンケート 駅北広場ウォッチング、意見交換	静岡駅北口地下利用勉強会実施報告書
静岡駅北口地下利用地元勉強会	静岡市	2000	地下整備形態アンケート 意見交換	静岡駅北口地下利用地元勉強会実施報告書
静岡駅北口地下整備市民アンケート	静岡市	2000.8	駅前地下道の満足している点、不満点と 感じる点 駅前地下道整備の必要性駅前地下道の整備方法 等	静岡駅北口地下整備市民アンケート結果
市内中心商店街お買物調査 (面接アンケート)	静岡市ほか	2000.11 (毎年実施)	交通手段、来街頻度、来街場所、目的、予算、滞在時間、要望 等	通行量調査・お買物調査結果報告書 H12 静岡市ほか
端末交通手段利用者及び駅利用高齢者ヒアリング調査	静岡市	2000.12	端末交通手段、利用不便箇所	静岡駅周辺交通環境改善計画予備調査業務委託報告書 H13.3 静岡市
街中ぶらりツアー	静岡市 社会福祉協議会	2001.6	タウンウォッチング	
御幸通り市民検討会	静岡県	2001	タウンウォッチング	
静岡駅フレッシュアップ検討会	国土交通省 静岡国道工事事務所	2000～2001	植栽、照明等 地下道の内装・照明、サイン、バリアフリー	

バリアフリー関連実態点検調査

調査名称	主催	実施年月	調査内容	報告書
歩行者空間実態調査	静岡県	1994	道路、歩道、歩行車専用空間・街路樹、地下道、横断歩道、横断歩道・信号・案内板、視覚障害者誘導ブロック、交通規制、主要施設、電線地中化等の状況	安心して歩ける豊かな道へ 1996.4 静岡県

2) アンケートの実施

①アンケートの実施概要

1) で把握した高齢者、障害者が利用する主要な施設及び主要な経路について、さらに高齢者・身障者団体等の意見（追加要望）を反映するため、以下のとおりアンケート調査により意見照会を実施した。

アンケートに際しては各団体の代表者等が集まる会合を活用し、静岡市交通政策協議会の開催主旨、交通バリアフリー法などについて説明のうえ、アンケート用紙を配布・回収した。

②アンケート実施状況

アンケートは、以下の会合に参加した団体に依頼した。

説明会合	静岡市障害者プラン勉強会	静岡市子育てサークル会合	静岡市老人クラブ連合会会合
アンケート依頼日	H13. 12. 19	H14. 01. 21	H14. 02. 19
アンケート回収日	H14. 02. 末	H14. 02. 末	同日回収
参加団体等	・視覚障害 ・聴覚障害 ・肢体障害 ・知的障害 ・各種ボランティア 計18／34団体	・子育てサークル 計18／24団体	・老人クラブ 計55／57団体
配布枚数	120	80	70
有効回答数	32（7団体）	21（6団体）	55（5ブロック）

3) 主要な目的施設

抽出した主要な目的施設は以下のとおりである。

① 既往調査からの抽出施設(「安心して歩ける豊かな道へ 1996.4 静岡県」によるアンケートより)

施設名称	アンケートによる目的地としての指摘数(全体)			
	高齢者	視覚障害者	肢体不自由者	計
1 市役所	270	5	32	307
2 市立静岡病院	136	8	40	184
3 赤十字病院	85	6	30	121
4 県総合社会福祉会館	78	7	7	92
5 市民文化会館	76	2	8	86
6 市中央公民館・女性会館・アイセル 21	61	1	6	68
7 静岡厚生病院	49	2	16	67
8 市中央福祉センター	53	1	7	61
9 松坂屋静岡店	48	3	10	61
10 静岡伊勢丹	32		11	43
11 呉服町通り	34		7	41
12 浅間神社	24		12	36
13 新静岡センター	25	1	8	34
14 駿府公園	24	2	8	34
15 国立静岡病院(駅北地区保健福祉エリア)	13	2	13	28
16 常磐公園	19		2	21
17 市中央体育館	18	1	1	20
18 清水山公園	15	1	1	17
19 商工会議所	13		3	16
20 市追手町図書館	13	1	2	16
21 西武百貨店	15		1	16
22 静岡中央郵便局AOI	12		2	14
23 JR静岡駅	11		3	14
24 特別養護老人ホーム 厚生苑	1	1	9	11
25 ジャンボエンチャージ静岡店	8		2	10
26 地方方法務合同庁舎	8	1		9
27 県庁	6		2	8
28 市中央保健所	2	1	5	8
29 森下公園	8			8
30 バルシェ(JR静岡駅ビル)	6		1	7
31 市社会保険センター	5		1	6
32 八幡山公園	6			6
33 県女性総合センターあざれあ	3		2	5
34 城北公園	2		3	5
35 長谷通り	4		1	5
36 静岡銀行本店	4		1	5
37 静岡税務署	2		2	4
38 教育会館	3	1		4
39 市中央図書館	3		1	4
40 駿府博物館	3		1	4
41 賤機山公園	4			4
42 静岡朝日テレビ会館	4			4
43 静岡労政会館	1		2	3
44 青葉公園	2		1	3
45 鷹匠公園	3			3
46 第一勧銀静岡支店	2		1	3
47 市児童会館	1		1	2
48 茶市場	2			2
49 NTT静岡支店	1	1		2
50 住吉公園	1		1	2

施設名称	アンケートによる目的地としての指摘数(全体)			
	高齢者	視覚障害者	肢体不自由者	計
51 八幡神社	2			2
52 両替町商店街	2			2
53 住友銀行静岡支店	2			2
54 さくら銀行紺屋町支店	2			2
55 静岡中央警察署			1	1
56 県産業経済会館	1			1
57 静岡茶商工業共同組合	1			1
58 静岡市農協北番町支所	1			1
59 JR東海静岡支社			1	1
60 瑞龍寺		1		1
61 長崎屋静岡店(現 BIGOFF)	1			1
合計	1231	49	269	1549

②コンベンション施設等追加施設

施設名称
駅北地区保健福祉エリア
急病センター
社会保険事務所
映画街
ホテルアソシア
サウスポット静岡
丸井
新静岡駅

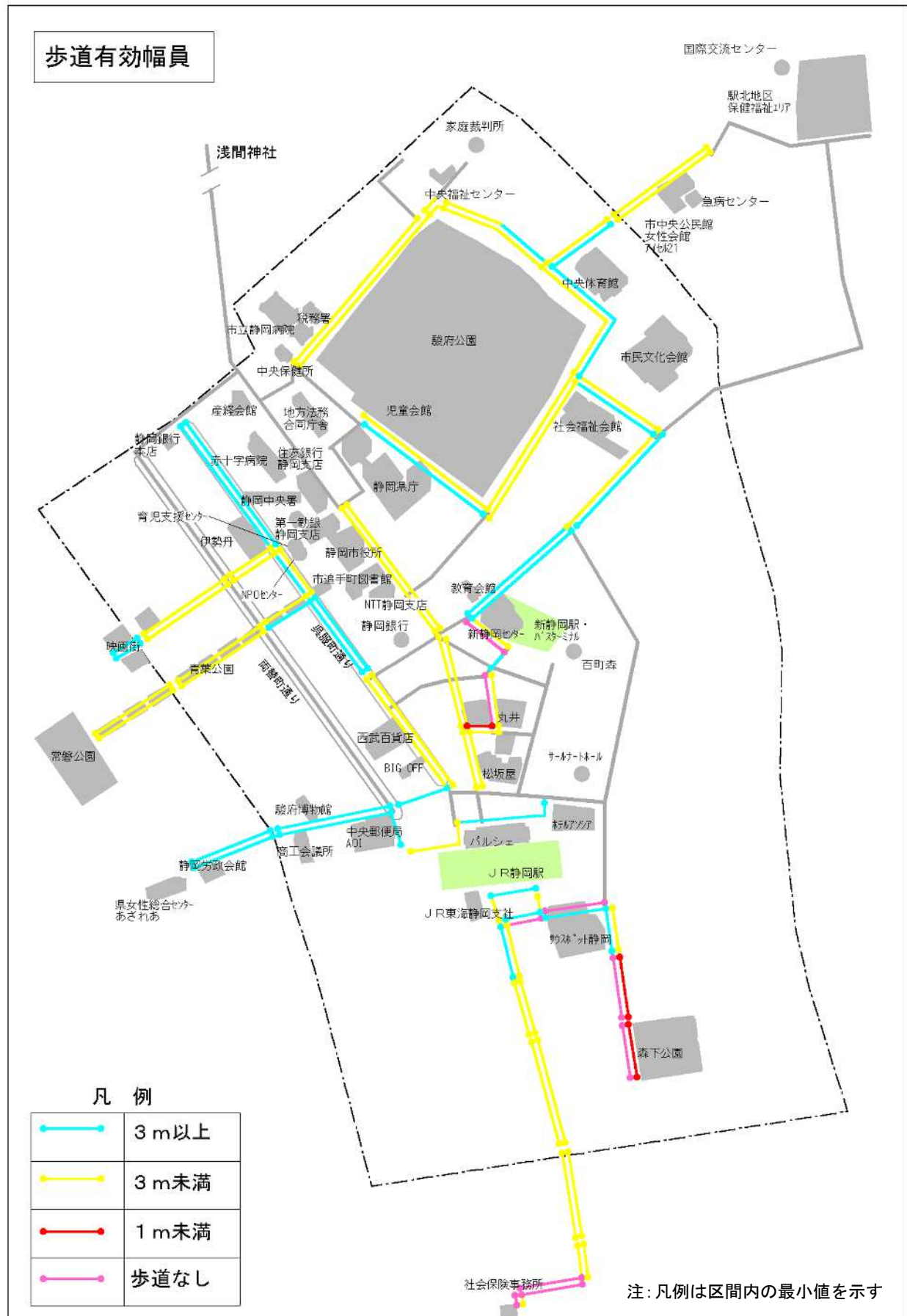
③追加アンケート調査による抽出施設

施設名称	アンケートによる意見数			
	障害者プラン 勉強会	子育てサークル ネット	市老連	計
サールナートホール	1	2	2	5
もくせい会館	2		1	3
南部公民館			2	2
育児支援センター		1		1
家庭裁判所	1			1
国際交流センター	1			1
埋研補聴器	1			1
NPO センター	1			1
静岡光の家	1			1
ハローワーク	1			1
南保健所			1	1
マビック			1	1
静岡銀行呉服町支店	1			1
すみや	1			1

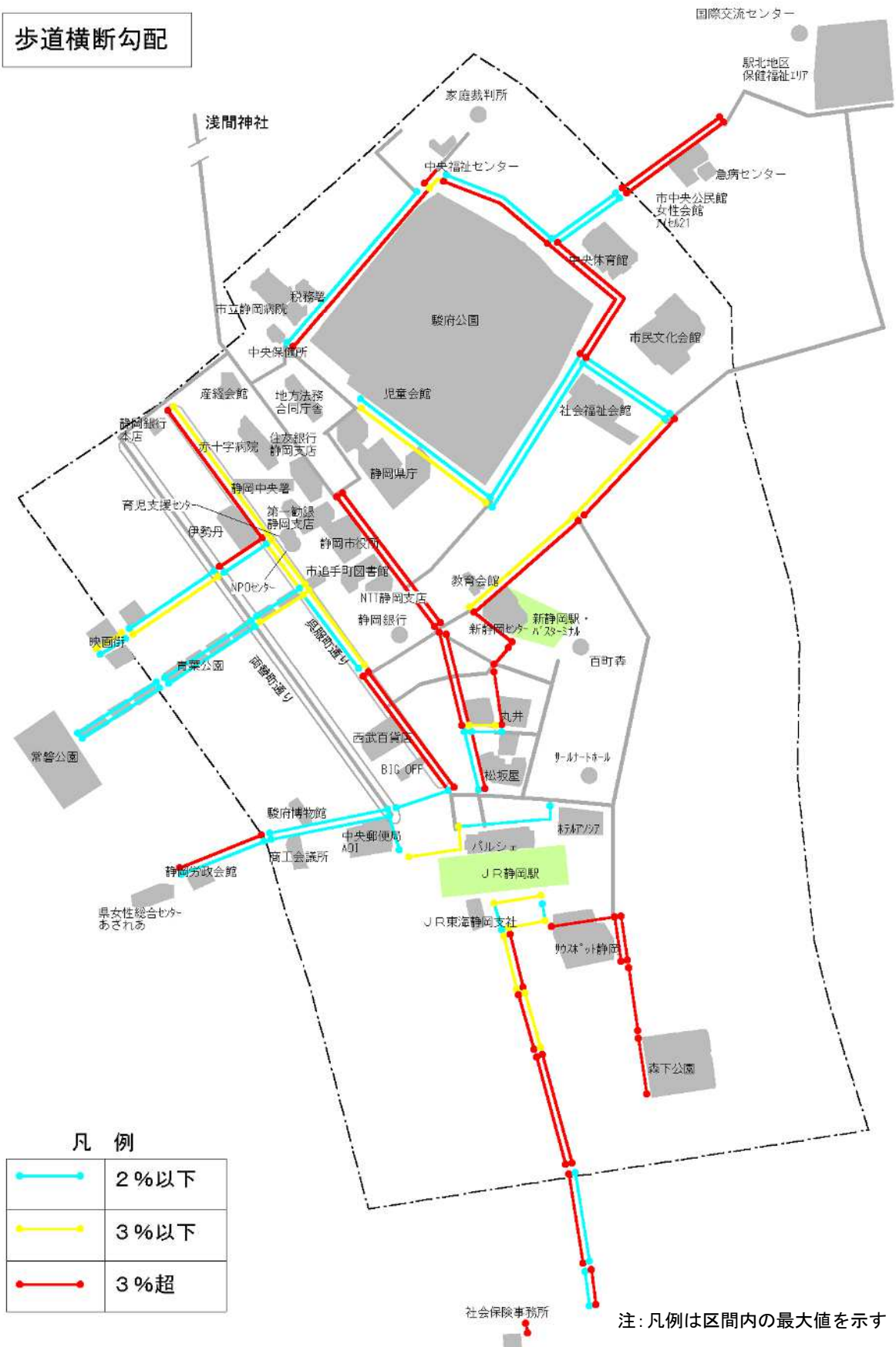
凡 例

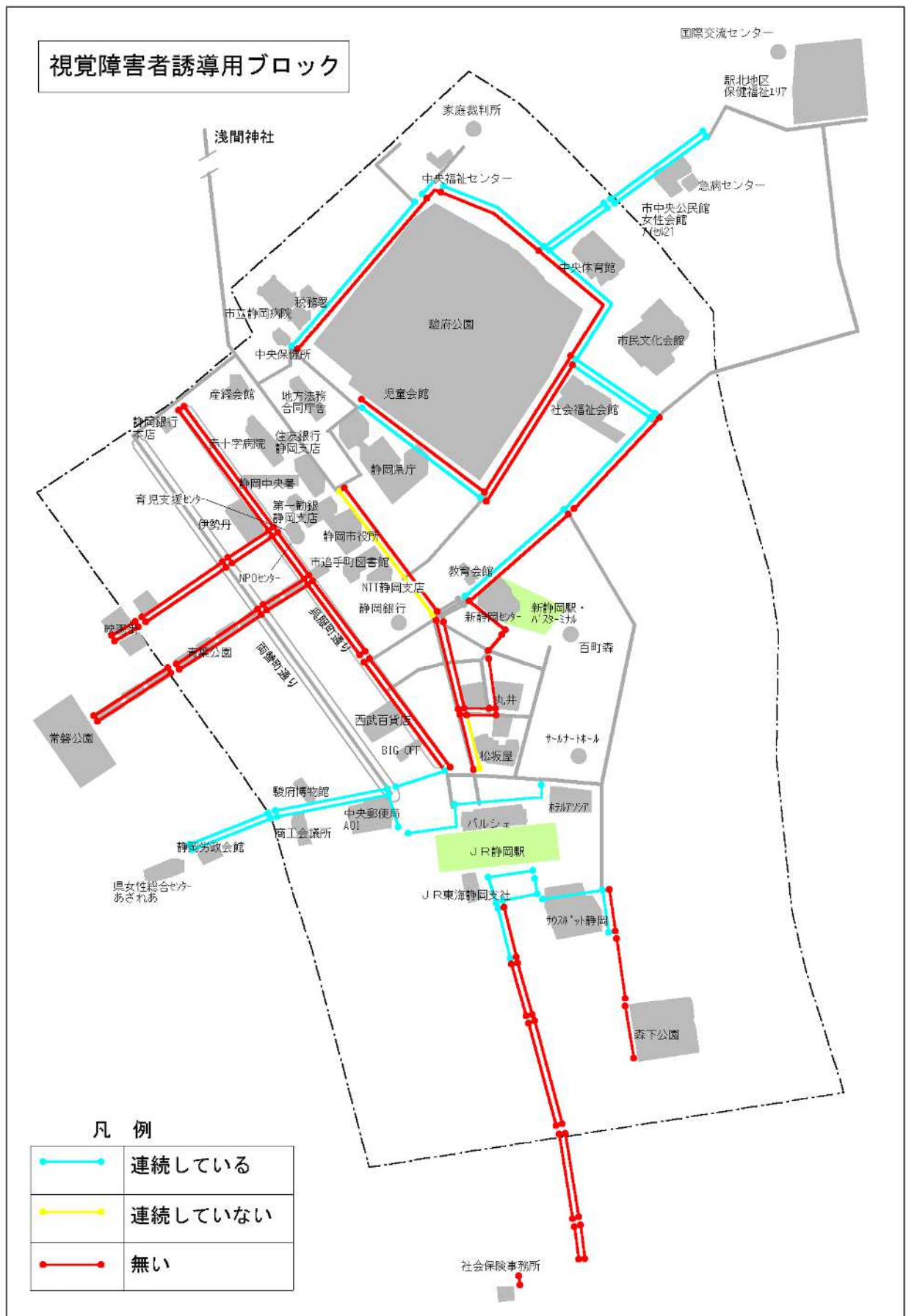
■ : 公共、■ : 福祉、■ : 医療
■ : 文化、■ : レクリエーション、■ : 商業等

(4) 現地調査の結果

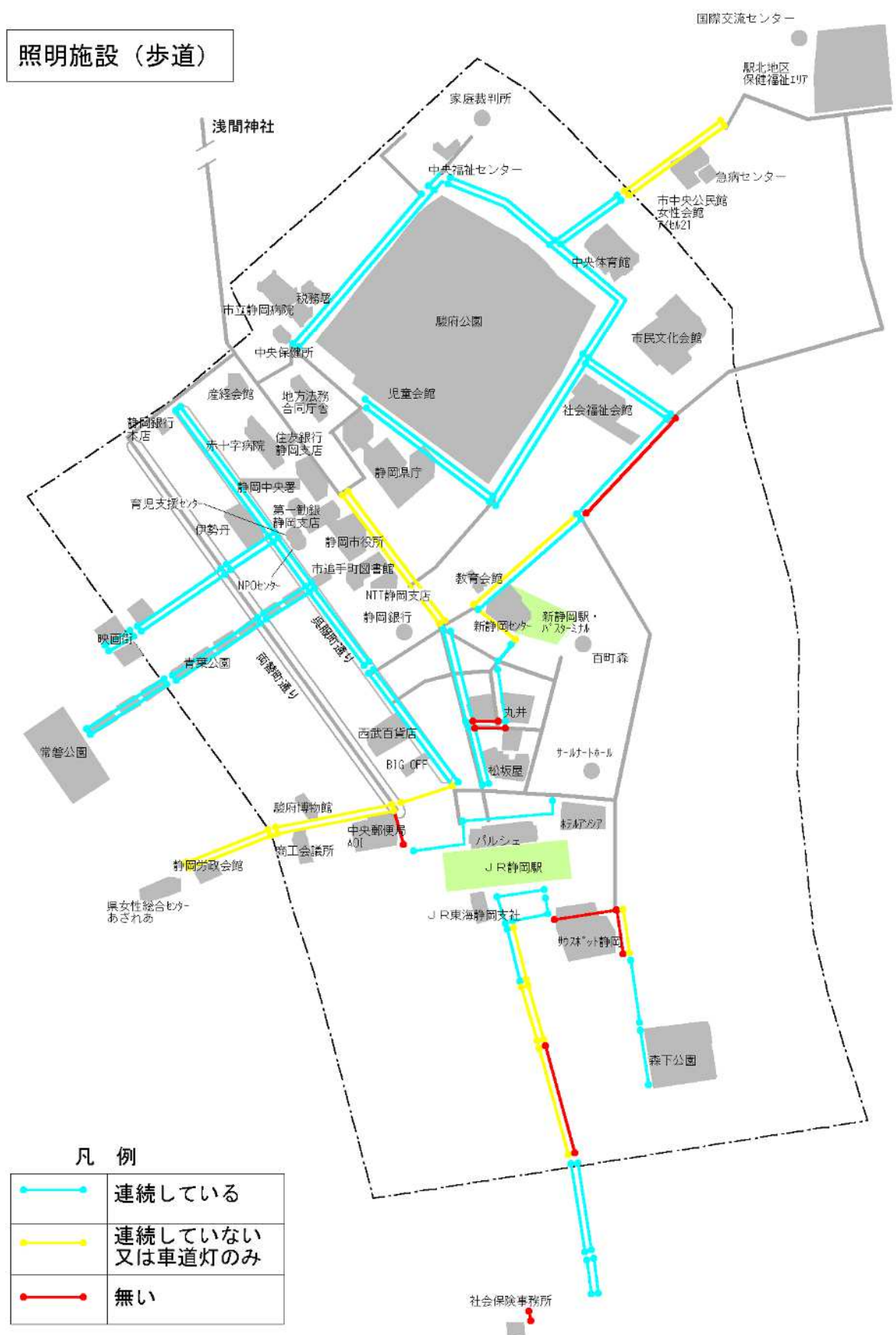


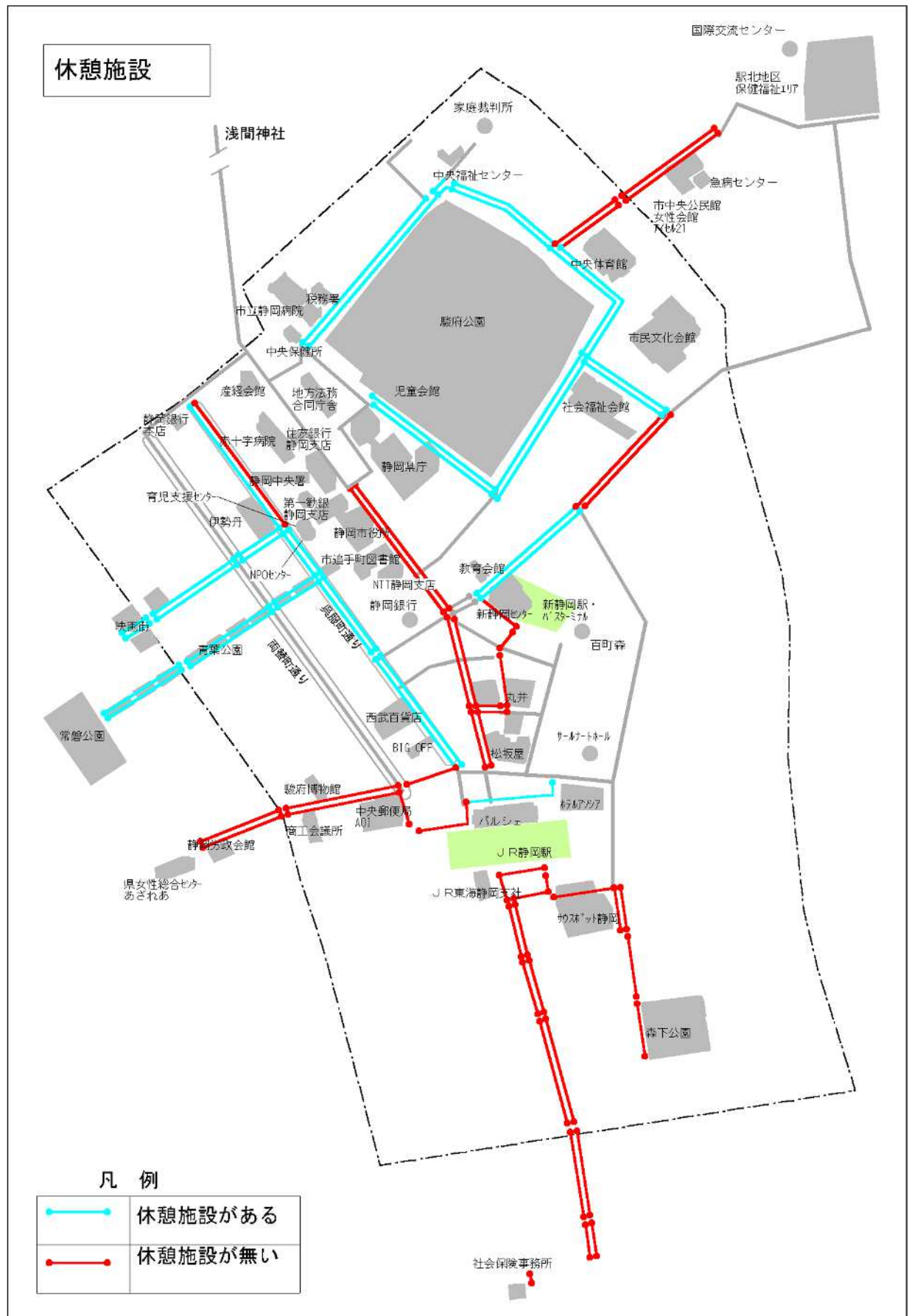
歩道横断勾配



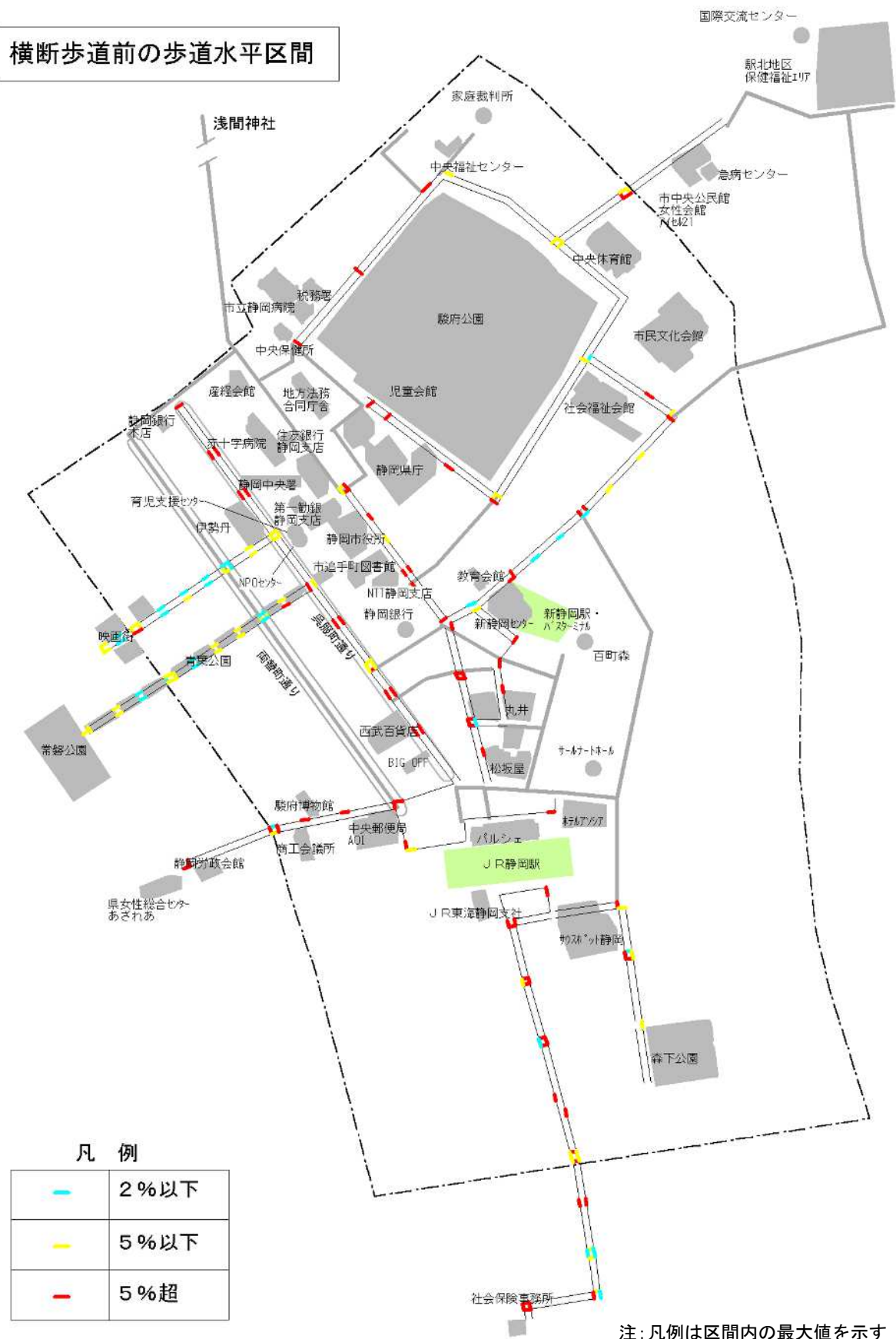


照明施設（歩道）





横断歩道前の歩道水平区間



横断歩道部の歩道と車道の段差

